

# 東村山市立東村山第一中学校 学校いじめ防止基本方針

令和2年4月

## 1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子供の心に永く深い傷を残すものであり、いじめはどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、早期発見・早期対応を基本とした次のような取組を講じていく。

### (1) いじめを生まない、許さない学校づくり

＜いじめに関する子供たちの理解を深める＞

子供たちがいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業や生徒会等による主体的な取組への支援を通じて、子供たちがいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

### (2) 子供たちをいじめから守り通し、子供たちのいじめの解決に向けた行動を促す

＜いじめられた子供を守る＞

いじめられた子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた子供を組織的に守り通す取組を徹底する。

＜子供たちの取組を支える＞

周囲の子供たちが、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、周囲の子供の発信を促すための子供たちによる主体的な取組を支援するとともに、勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通す。

### (3) 教員の指導力の向上と組織的対応

＜学校一丸となって取り組む＞

いじめに適切に対応できるようにするため、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人が対応するのではなく、いじめを認識した時点ですぐに情報を共有し、学校全体による組織的な対応を行う。

＜社会総がかりで取り組む＞

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

## 2 いじめ防止に関する学校の組織体制等

### (1) 「学校いじめ対策委員会」の構成

校長、副校長、生活指導主任、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭、生活指導教員、スクールカウンセラー

### (2) 「学校いじめ対策委員会」の校内組織等の位置付け等

特別委員会に位置付ける。

(3) 「学校いじめ対策委員会」の主な取組内容 【実施予定時期等も記載する。】

- ① 校長およびスクールカウンセラー面接の設定（年1回 第1学年）  
5月19日（火）
- ② 定期的な観察により早期発見を目指した情報交換会を設定（年5回）  
4月3日（金）、4月27日（月）、8月24日（月）、12月25日（金）、2月3日（水）
- ② 生徒会等による取組への支援（年3回）  
生徒会朝会 6月15日（月）、11月24日（火）、2月15日（月）
- ③ いじめに関する校内研修の計画、実施（年2回）  
4月27日（月）、12月10日（木）
- ④ 担任との三者面談の計画、実施（年1回）  
7月20日（月）～8月5日（水）

(4) 「学校サポートチーム」の構成（役職等）

校長、副校長、各学年生活指導部教員、民生児童委員、学校評議員

(5) 「学校サポートチーム」の主な取組内容

- ・青少対第一地区との連携。
- ・学校評議員会の助言による実践。
- ・交通安全指導、地域の見守り活動、通学区内の危険箇所等の情報交換。
- ・SSWとの連携。

3 4つの段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ・人権教育の充実と道徳教育の推進
- ・特別支援教育の推進
- ・授業規律の共通化
- ・わかる授業づくり（ユニバーサルデザイン）
- ・いじめ撲滅に向けた生徒会等の取組への支援
- ・「学校いじめ対策委員会」の設置
- ・セーフティ教室等でネット上のいじめ防止のための啓発活動の推進
- ・生徒一人一人が学級の一員として自覚できるような学級経営および生徒との信頼関係の構築
- ・規範意識の醸成

(2) 早期発見のための取組

- ・出欠確認時の観察
- ・教員間による情報の共有
- ・「いじめ実態調査」の実施・分析・活用
- ・スクールカウンセラー、学校長による面接の実施（対象中1全員）
- ・定期的な担任等による二者面談の実施
- ・学校だよりや保護者会等の積極的な活用による、いじめ等に関する情報の早期把握
- ・保護者相談の実施
- ・いじめ発見のチェックシートの活用

### (3) 早期対応のための取組

#### ①初期対応の取組

「いじめ調査」の実施・分析・活用。地域人材を積極的に活用する。授業や部活動等の学校生活を通しての生徒の様子や教員間の情報共有。

#### ②被害児童・生徒への取組

・被害の状況の確認 ・スクールカウンセラーとの連携 ・被害がない最善の状況を本人、保護者、教員で考え実施、見守り

#### ③加害児童・生徒への取組

・行動の振り返りと人権尊重の立場に立った反省 ・スクールカウンセラーとの連携  
・保護者、教員での見守り ・継続的な観察と指導

#### ④周囲の児童・生徒への取組

・良好な人間関係の結びかたについて考えさせる。  
・いじめは悪い事と認識させ、どう止めるべきか、具体的な行動を考えさせる。

#### ⑤その他（学校サポートチームとの連携、教育委員会・関係機関との連携、保護者・地域との連携等）

・各関係諸機関、保護者との情報共有

### (4) 重大事態への対処

東村山市教育委員会への報告と連携を行うとともに、必要に応じて東村山警察署への相談や通報、児童相談所、その他関係機関等との連携を行う。

被害の児童（生徒）に対しては、緊急避難措置等について検討・実施し、複数の教員による当該児童（生徒）の保護や情報共有の徹底を図る。また、加害の児童（生徒）やその保護者も含めた指導・支援を検討し、実施する。

調査を行ったときには、被害の児童（生徒）、加害の児童（生徒）及びその保護者へも情報提供し、家庭と連携して指導を行う。

なお、アンケートの質問票の原本等の一時資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書とともに、保管期間は実施年度の末から5年間とする。

## 4 校内における研修体制

- ・いじめの未然防止と対応に関する研修
- ・発生時の状態の解消と実践例に基づく検証  
アンケート結果を検証し、翌年の研修に役立てる。
- ・人権教育プログラムの活用
- ・いじめ総合対策 上巻【学校の取組編】、下巻【実践プログラム編】の活用
- ・家庭教育の手引書の活用

## 5 検証と改善

- ・「いじめ実態調査」の実施・分析・活用